

録」に、外商投資が可能であり、かつ、優遇措置の対象となる業種を「外商投資奨励産業目録」に列挙しました²。

2016年以降、中国の外商投資管理は、規制が比較的緩やかなネガティブリスト制に段階的に移行しました。外商投資管理におけるネガティブリストとは、国家が特別な管理(投資の禁止、合併企業における外国投資家の出資比率の上限規制等)を実施する業種をリスト化したものです。当該リストに含まれない業種における外商投資は、中国国内企業と同等の待遇を享受することができます³。上記制度変更の過程で旧指導目録は廃止され、当該目録中の「外商投資奨励産業目録」は独立して現在の外資奨励リストになりました⁴。

3. 優遇措置の内容

外国投資家が、外資奨励リストの規定に適合する投資を行う場合、一定の条件の下、(a)投資総額の範囲内での自己使用設備輸入の関税免税、(b)土地使用権の優先的供給、払下げ価格の優遇、(c)企業所得税の減税(西部地区又は海南省に投資する場合)を内容とする優遇措置の対象となります。外国企業が中国に現地法人を設立する場合を例にすると、各優遇措置の内容は以下の通りです。

(a) 投資総額の範囲内での自己使用設備輸入の関税免税

現地法人が中国国外から設備を輸入する場合、通常は、輸入関税を納付する必要があります。ただし、当該現地法人が、外資奨励リストの規定する業種に従事する場合には、国家が免税の対象外と規定する製品⁵を除き、その投資総額の範囲内で輸入する自己使用設備の関税が免除されます⁶。

(b) 土地使用権の優先的供給、払下げ価格の優遇

現地法人が中国国内で工場の建設等を行う場合、地方政府からの払下げ等を通じて、工業用地の土地使用権を取得する必要があります。ただし、当該外商投資が、用地集約型の奨励類の工業プロジェクトに該当する場合には、①優先的に土地の供給を受けることができる、②通常の基準より低い価格において、最低払下げ価格を確定することができる(所在地の等級区別に対応する全国工業用地払下げ最低価格標準の70%を下限とする)という優遇措置が適用されます。

(c) 企業所得税の減税(西部地区又は海南省に投資する場合)

西部地区又は海南省において、奨励類に属する業種に従事する現地法人は、一定の条件を満たす場合には、15%という軽減された税率にて、企業所得税を納税することができます。

4. 2022年版リストの概要

² 「禁止」「制限」又は「奨励」のいずれの目録にも属さない業種は、投資は可能であるが特別の優遇措置はない「許可類」とされました(「外商投資方向指導規定」4条)。

³ 「中華人民共和国外商投資法」4条

⁴ 旧指導目録の最後の改訂版である「外商投資産業指導目録(2017年修正)」中の「外商投資奨励産業目録」は、「外商投資奨励産業目録(2019年版)」の施行(2019年7月30日)と同時に廃止されました。

⁵ 「輸入につき免税を行わない重大技術装備及び製品目録」及び「外商投資プロジェクトにつき免税を行わない輸入商品目録」に規定する品目です。

⁶ 国务院「輸入設備税收政策の調整に関する通知」(国発[1997]37号)、税関総署『「外商投資奨励産業目録(2022年版)」の執行にかかる事項に関する公告」(公告2022年122号)等。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

(1)構成

2022年版リストは、現行リストと同様、「全国外商投資奨励産業目録」及び「中西部地区外商投資優勢産業目録」で構成されます（以下「全国目録」「中西部地区目録」）⁷。このうち中西部地区目録は、中西部及び東北地区の各地域、具体的には山西省、内モンゴル自治区、遼寧省、吉林省、黒竜江省、安徽省、江西省、河南省、湖北省、湖南省、広西チワン族自治区、海南省、重慶市、四川省、貴州省、雲南省、チベット自治区、陝西省、甘肅省、青海省、寧夏回族自治区及び新疆ウイグル自治区（新疆生産建設兵団を含む）につき、地域独自の奨励業種を列挙します。

(2)項目数

2022年版リストの総項目数は1474項目（全国目録519項目、中西部地区目録955項目）であり、2020年版から239項目（全国目録39項目、中西部地区目録200項目）増加しました。また、167項目（全国目録85項目、中西部地区目録82項目）が修正されました。

(3)各目録の変化

2022年版リストの発布に合わせて公表された商務部担当者の説明等に基づき、今回の全国目録及び中西部地区目録における追加部分等を以下の通り整理することができます。

(a)全国目録

奨励対象として、先進的な製造業領域及び現代型のサービス業領域に対する外商投資を引き続き重視しています。以下、新たな追加項目の一部を示します⁸。

「三、製造業」では、(七)「木材加工及び木、竹、藤、シュロ、草製品業」の「55.木構造及び木質建材の新技术、新製品の開発、生産」及び「56.廃木材循環利用の新技术、新製品の開発、生産」、(十一)「医薬製造業」の「98.希少疾患用医薬品、小児科用医薬品の開発、生産」、(十九)「自動車製造業」の「281.充電スタンド、エネルギー貯蔵充電スタンドの製造、充電/エネルギー貯蔵一体化省エネ総合施設又はソリューションの開発、製造」(※下線部分)等を追加しました。

「九、科学研究、開発及び製品、技術サービス業」では、「473.クリーン生産技術の開発及びサービス、伝統的エネルギーのクリーン運営、工程施工及び技術サービス、並びにクリーン生産の評価、認証及び審査」(※下線部分)、「493.低炭素、環境保護、グリーン、省エネ、節水の先進的システムインテグレーション技術及びサービス」、「494.環境フレンドリー型技術の開発及び応用」並びに「495.専門的設計サービス」の項目を追加しました。

(b)中西部地区目録

各地域が有する独自の資源・環境及び産業上の利点等の要素を踏まえて、多くの項目を追加、修正しています。新規追加項目の例として、山西省、安徽省、湖南省におけるスマートフォン、タブレットコンピュータ等のスマート端末製品及びコア部品の技術開発、生産、内モンゴル自治区におけるクリーン石炭技術製品の開発、利用及び関連加工サービス等があります。

5. まとめ

外資奨励リストは、中国における現地法人設立等を予定する外国投資家にとっては、優遇措置適用の有無を判断するための基準となります。また、それ以外の外国投資家も、当該リストを通じ

⁷ 中西部地区目録は、2017年版までは単独で制定されていました。2019年版以降は、全国目録と共に外資優遇リストの一部を構成しています。

⁸ 本文に列挙した項目以外にも多くの追加、修正項目があります。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

て、現時点で中国政府が重視する産業領域等を知ることができます。外資奨励リストは、今後も数年ごとの改正が予想されます。引き続きその改正動向及び実務運用を注視することが望まれます。

(2023年1月26日作成)

本ニュースレターに関するお問い合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

©URYU & ITOGA 2023